

令和5年度（2023年度）第6回北海道子どもの未来づくり審議会 議事録

1 書面開催概要

(1) 書面送付

令和6年（2024年）3月13日付け子政第1491号

(2) 意見提出期限

令和6年（2024年）3月22日（金）

(3) 書面送付先

北海道子どもの未来づくり審議会委員 全15名

別紙「令和5年度（2023年度）第6回北海道子どもの未来づくり審議会 委員名簿」のとおり

2 審議事項

(1) こども・若者の意見を道の施策に反映させるための取組について

(2) 新たな審議会及び部会の設置について

3 委員からの意見等及び事務局回答

以下のとおり

(1) こども・若者の意見を道の施策に反映させるための取組について

【山田暁子委員】

各振興局の学校に出向いてこどもの意見を聴取する施策に賛成です。

【山田園子委員】

委託業者について、どのような事業者になるのか。そもそもそのようなことをできる事業者はいるのか。資料づくりから意見交換、分析まで委託とあるが、ファシリテーターとは密に打ち合わせた上での資料づくりだったりするのではと考えると事業者の中にファシリテーターが居ると考えるのが自然。

また、道政に精通し、こども政策にも詳しいファシリテーターはどのくらい居るのか。14振興局×3校以上受け持つとなると何名くらい必要なのかと疑問が湧いてきました。各振興局にも地元はもちろん、道政にも精通したファシリテーターが必要ですよね。今後、様々な場面で重要となる人材や育成についてもお聞きしたいです。

協力校（小・中・高）14×3校の予定について、各振興局で小・中・高それぞれ1校ということでしょうか。それぞれ3校でも難しい選択ですね。協力校のほかに聞きたい内容によって学校を選んで思っていることを聞いてほしいと思います。農業科のこどもには食のこととか。支援学校のこどもには就職先のことや一人生活についてなど。道内の小・中・高生から意見募集もあるのでという考えもありますが、確実に直に対面して意見を聞くことは、大人にもこどもにも大切だと思います。

どのような人たち（国や道や町村の大人たち、こどもたちを支援したいと考えている人たち）

が、子どもたちの想いや意見を真剣に聞きたいと思っていることを少しでも多くの人に伝えていかななくてはならない。

振興局や市町村も大人として同じ方向を向いてもらわないと協力は難しいと思います。国や道が勝手に言っていてやっていることで面倒なことと思われても困ります。理解を得ていく為の方策も同時進行する必要性を感じます。

【事務局】

委託業者につきましては、事業の目的や内容を具体的に示した仕様書等により、ファシリテーター等、必要な人材を確保するなど、適切に契約手続を進めてまいります。

ファシリテーターなどの人材育成につきましては、各地域における意見交換に当課や担当部局の職員も同席し、ファシリテートのノウハウを蓄積し、職員間で横展開をしていきたいと考えております。

協力校につきましては、各振興局で小・中・高それぞれ1校を想定しています。協力校以外の学校につきましては、取組を進める中で、施策の担当部局や教育庁等と協議してまいります。

本取組につきましては、教育委員会や市町村とも連携しながら進めてまいります。

【亀井委員】

第4回審議会でも意見があったように、若者の意見を施策に反映させる取組は簡単ではないと思うので、今後も改善・改良すべき点について検討していくべきものと考えます。

【事務局】

子ども・若者の意見を施策に反映させるための取組を進めていくに当たりましては、子どもや若者の意見はもとより、引き続き、審議会における議論を重ねながら、より良い取組となるよう、検討してまいります。

【山田智子委員】

道のHPを見せていただきましたが、初めてのことで小学生に語句や主旨をかみ砕いて伝える難しさなどを感じつつ、工夫なさっていたのだろうとお察しします。

改めて子ども・若者の意見を聞きとる大切さを実感したとともに、子どもがイメージしづらいと思われる分野の計画に関しては、ふりがなの記載の仕方も含めてどのような文章表現をするのが適切なのか、専門家の意見も取り入れながら進めていただきたいと思います。

また、小学生は1~6年生までが一括りの区分になっていますが、小学校1~3年と4~6年生で2つに分けるか、または学年を入れるとそのコメントの背景がわかってよいと思いました。

【事務局】

子ども・若者の意見を施策に反映させるための取組を進めていくに当たりましては、審議会への専門家の参画とともに、小学生の区分につきましても、併せて検討してまいります。

【平井委員】

14 振興局に出向いての地域の小中高生との意見交換はとても良いと思います。

【竹上委員】

取組に同意します。

【田中紀恵委員】

- ・ 子ども向けの資料は、ルビをふるだけではなく、全体的にわかりやすいものにすること。
(文字ばかりでは、見る気をなくす子も多いです。)
- ・ 幅広い子どもたちから意見聴取すること
を考えていただけたらと思います。

【事務局】

子ども向けの資料にはルビをふるだけではなく、やさしい日本語の使用に留意し、イラストを用いるなどわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

また、子どもたちからの意見聴取に当たっては、様々な環境に置かれている子どもたちから意見を聴く手法について検討してまいります。

(2) 新たな審議会及び部会の設置について

【野村委員】

次の新規部会のそれぞれの役割・機能等について、現在どのように想定しているか教えて欲しい。

① 子ども施策部会

計画策定など、これまでの親会機能を果たすものと想定するが、その考えで良いか。

また、このことにより「新・親会（北海道子ども施策審議会）」は、どのように変わっていくのか。

② 子ども家庭支援部会

審議項目について、他部会の各項目に関連すると思われるが、それぞれの審議をどのように住み分けて進めていくのか。

③ 権利擁護専門部会

「子ども措置審査部会」の専門部会という位置づけだが、どのような役割・機能等を果たしていく予定なのか。

④ 障がい児支援部会

全くの新規部会だが、どのような役割・機能を果たしていく予定なのか。

【事務局】

「①子ども施策部会」につきましては、これまで親会で審議していた計画策定などを部会レベルで調査審議し、その結果を踏まえ、親会で調査審議していただくこととなります。

新たな親会（北海道子ども施策審議会）では、本部会を始め、各部会で御審議いただいた内容

を取りまとめて、御審議いただくこととなります。

「②こども家庭支援部会」の審議事項につきましては、概ね「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画」に沿った項目になるものと考えております。その他関連施策である困難女性関係やヤングケアラー等については、主要な部分は所管部会で検討いただくこととなりますが、関連する施策等については、随時関係部会と情報共有し、連携を図ってまいります。

「③権利擁護専門部会」につきましては、児童相談所の一時保護や児童養護施設等への入所措置及び措置中の処遇などに関し、こどもから意見や意向の申し立てがあった際に、調査・審議し、必要な場合は児童相談所等に対して意見の具申を行い、こどもの権利擁護を図る機能を果たすものとしております。

「④障がい児支援部会」につきましては、障がいや発達の遅れのあるこどもが地域で育つために必要となる地域での支援施策等について御審議いただきたいと考えております。

【山田智子委員】

「北海道こども施策審議会」の設置については了解しました。「こども部会」には、小中高それぞれのこどもの身近な場にいる委員が複数入ることを期待します。

【事務局】

こども部会へのこどもの身近な場にいる委員の参画につきましては、運営方法と併せて検討してまいります。

【平井委員】

こども部会の特別委員となる地域の中高生 22 名は以前の審議会でもどのように選ぶのが議論になりましたが、どのように選ばれるのかと思いました。学校推薦などに限らず、様々な状況下で暮らす子どもたちが、こども部会の特別委員会となり、議論が広がるようにと思います。

【事務局】

こども部会の特別委員につきましては、これまでの審議会における議論やこどもの意見反映推進事業における取組内容などを踏まえ、検討してまいります。

【竹上委員】

部会の設置に同意します。